

福岡県公報

令和8年7月17日
第712号

目次

告示（第489号－第493号）

○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	（農山漁村振興課）	1
○道路の区域の変更	（道路維持課）	1
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	（会計管理局会計課）	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	（会計管理局会計課）	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	（会計管理局会計課）	2
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	（廃棄物対策課）	2
○競争入札参加者の資格等	（総務事務厚生課）	3
○一般競争入札の実施	（県土整備企画課）	5
○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	8
○落札者等の公示	（薬務課）	9
○落札者等の公示	（薬務課）	9
○令和8年度林業種苗生産事業者講習会	（林業振興課）	10

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部生活保安課）	10
○警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部生活保安課）	13
○警備業法第23条に規定する検定の実施	（警察本部生活保安課）	15
○警備業法第23条に規定する検定の実施	（警察本部生活保安課）	17

告示

福岡県告示第489号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和8年4月福岡県告示第301号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する関係市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名
久留米市役所、うきは市役所
大井区、吉松 立二、有限会社アソカ
- 通知の要旨
 - 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和8年4月福岡県告示第301号によること。

福岡県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
--------------	-----------	-----	-----------	----	--------------	--------------

飯 塚 県 道	穂 波 線	前	嘉穂郡桂川町大字土師1383先から 嘉穂郡桂川町大字土師1378番1 先ま で	6.7 ～ 7.8	45.3
		後	嘉穂郡桂川町大字土師1383先から 嘉穂郡桂川町大字土師1378番1 先ま で	10.0 ～ 12.0	45.3

福岡県告示第491号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所 及び名称	売りさばき所	変更年月日
新事項	147	筑紫野市上古賀三丁目 2番1号 福岡県工業技術センタ ー内 福岡県プラスチック工 業会 会長 高橋 昇一	筑紫野市上古賀三丁目 2番1号 福岡県工業技術センタ ー内	令和8年 6月18日
旧事項	147	筑紫野市上古賀三丁目 2番1号 福岡県工業技術センタ ー内 福岡県プラスチック工 業会 会長 梅野 千秋	筑紫野市上古賀三丁目 2番1号 福岡県工業技術センタ ー内	

福岡県告示第492号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所 及び名称	売りさばき所	変更年月日
----------	---------------	-------------------	--------	-------

新事項	181	北九州市若松区くきの うみ中央1番1号 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 遠藤 彰	北九州市若松区くきの うみ中央1番1号 若松警察署内	令和8年 6月26日
旧事項	181	北九州市若松区くきの うみ中央1番1号 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 山本 恭太郎	北九州市若松区くきの うみ中央1番1号 若松警察署内	

福岡県告示第493号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所 及び名称	売りさばき所	変更年月日
新事項	183	北九州市八幡西区光明 一丁目6番6号 折尾警察署内 折尾交通安全協会 会長 田口 善大	北九州市八幡西区光明 一丁目6番6号 折尾警察署内	令和8年 7月1日
旧事項	183	北九州市八幡西区光明 一丁目6番6号 折尾警察署内 折尾交通安全協会 会長 野添 好弘	北九州市八幡西区光明 一丁目6番6号 折尾警察署内	

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社九州バイオテック
大牟田市四山町14番地5
代表取締役 有働 隆司
- 2 施設の種類及び処理能力
 - (1) 廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等及びがれき類の破碎施設
廃プラスチック類 一日当たり 206 t
木くず 一日当たり 324 t
ガラスくず等 一日当たり 590 t
がれき類 一日当たり 874 t
 - (2) 廃プラスチック類、木くず及びガラスくず等の破碎施設
廃プラスチック類 一日当たり 231 t
木くず 一日当たり 363 t
ガラスくず等 一日当たり 660 t
- 3 設置場所
大牟田市四山町14番10外1筆
- 4 指定地域
大牟田市四山町の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。
- 5 縦覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課
- 6 縦覧の期間
令和8年7月17日から令和8年8月17日まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県新事業管理システム構築業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用

- 状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から令和8年8月12日（水曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
- 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県新事業管理システム構築業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書等（入札説明書別添2～7）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）まで

(4) 納入期限

令和10年3月31日（金）

(5) 履行場所

福岡県県土整備部県土整備企画課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年9月3日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	A A

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県県土整備部県土整備企画課指導係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3645

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

公告日から令和8年8月6日（木）午後5時00分まで、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより交付する。

10 競争入札参加申請書及び提案書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、様式2「競争入札参加申請書」及び総合評価のための「提案書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

ア 競争入札参加申請書

令和8年8月6日（木） 午後5時00分

イ 提案書

令和8年8月17日（月） 午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 総合評価のための提案書について不明な点がある場合は、県から個別に質問を行うことがある。

オ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、様式3「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

カ 令和8年8月10日（月）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

11 入札書

(1) 提出期限

令和8年9月3日（木） 午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。その他の方法による入札は認めず、また県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月4日開封＜福岡県新事業管理システム構築業務委託契約に係る入札書在中＞」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「9月4日開封＜福岡県新事業管理システム構築業務委託契約に係る入札書在中＞」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

い。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12 審査会（プレゼンテーション）

(1) 日時

令和8年8月21日（金）

(2) 場所

福岡県庁行政棟6階 入札室

(3) 持ち時間

各社40分程度（質疑応答を含む）

各社の実施時間等の詳細は、参加者決定の後に通知する。

13 開札

(1) 日時

令和8年9月4日（金）午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階 行政4号会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、13(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が14(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定

以下のとおり、公平かつ客観的に選定する。

- (1) 入札価格（入札金額の100分の110に相当する額）に対する得点（以下「価格点」という。）と、技術提案内容に係る各評価項目の得点の合計（以下「技術点」という。）の総合評価とし、割合は、以下のように設定する。

価格点250点 技術点750点 合計1,000点（価格点：技術点＝1：3）

- (2) 価格点と技術点の合計点（総合評価点）が最も高い者を落札者と決定する。ただし、以下に1つでも該当した者は失格とみなし、次点を落札者と決定する。

ア 予定価格（システム構築費用分）の制限を超えて入札した者。

イ 技術提案内容のうち、別添10「評価項目表」に照らして、「最重要」又は「重要」の項目について評価点が0点の評価が1項目でも存在する者。

ウ 技術点が375点に満たない者。

エ 別添6「新機能要件一覧」の実現方法の項目において、必須とする機能要件について1項目でも「× 対応不可、あるいは対応未定」となっている者。

- (3) 落札候補者となるべき総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、以下の順序で落札者を決定する。

ア 技術点が高い者を落札者とする。

イ 技術点が同点の場合は、入札価格が低い方を落札者とする。

ウ 技術点が同点で、入札価格も同額の場合は、くじ引きで決める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 予定価格の事前公表

無

18 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札

者の負担とする。

- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。

- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (6) その他、詳細は入札説明書による。

19 Summary

- (1) The name of contract matter

Contract for construction of Fukuoka prefecture's new business management system

The details are described by the manual of this tender.

- (2) Time Limit of Tender

5：00 P. M. on September 5, 2026

- (3) Contact Point for the Notice

Prefectural Land Development Projects Planning Division, Prefectural Land Development Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.

TEL 092-643-3645

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営長渕地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和8年7月17日から 令和8年8月18日まで	朝倉市役所

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬タミフルドライシロップ 47,100人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年6月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
中外製薬株式会社
(2) 住所
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
57,612,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年7月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬ラピアクタ 18,400人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年6月29日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
塩野義製薬株式会社
(2) 住所
大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
81,086,885円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度林業種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第 3 条の規定により次のように公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習会の日時及び場所

日	時	場	所
令和 8 年 8 月 31 日（月曜日） 午前 10 時 00 分～午後 5 時 00 分		久留米市山本町豊田 1438 番地 2 号 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター研修室	

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講	習	科	目	講	習	時	間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項				午前 10 時 00 分～正午 午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分			

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、令和 8 年 8 月 21 日（金曜日）までに、受講申込書（用紙は、県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料 14,000 円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、県の各農林事務所林業振興課に提出すること。ただし、福岡県領収証紙に代えて、キャッシュレス決済による納付も可能である。

4 問合せ先

名	称	所	在	地	電	話	番	号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係		福岡市博多区東公園 7 番 7 号			092	-	643	- 3548

福岡県福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目 8 番 8 号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木 2014 番地 1 朝倉総合庁舎	0946-22-2731
福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目 7 番 1 号 八幡総合庁舎	093-601-5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩 8 番 1 号 飯塚総合庁舎	0948-21-4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉 606-1	0942-52-5972
福岡県行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目 2 番 1 号 行橋総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- (3) 講習では資器材等を使用するため、対面での受講を原則としている。Web 会議システム等での受講を希望する場合は、4 の部局に問い合わせること。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第 187 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第 2 条の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 17 日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年9月11日（金）から同年9月18日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年9月16日（水）から同年9月18日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係る

ものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和8年8月3日（月）及び同年8月4日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付す

ること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

(a) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

(b) 履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) （80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページ

からダウンロードすることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第3号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第188号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和8年7月17日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年9月11日（金）から同年9月18日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年9月16日（水）から同年9月18日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
15名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以

下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和8年8月3日（月）及び同年8月4日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

(a) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

(b) 履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料

を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) (80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第2号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第189号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年7月17日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和8年10月30日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。
また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
15名
- 4 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

- 5 検定の方法
検定は、学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する

こと。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和8年10月5日（月）及び同年10月6日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）

受付期間内に、受付専用電話（080－4059－9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認する

ことができる。

福岡県公安委員会告示第190号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年7月17日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和8年11月17日（火）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
予備日 令和8年11月18日（水）		

- ※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。
また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。
- 3 受検定員
15名
- ※ ただし、受検申請が多数の場合は、予備日に追加実施することとする。
予備日の受検定員にあっても15名とする。

- 4 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法
検定は、学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

- (1) 事前（電話）受付期間
 - ア 受付日
令和8年10月5日（月）及び同年10月6日（火）
 - イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間
- (2) 受検申請手続期間
事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間
- (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
 - ア 必須書類
 - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
 - (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した

者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び雨具（雨天時）を持参し、実技試験については、動きやすい服装（靴）で受検すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日进行を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。